

令和7年11月25日（火）
午前10時30分
議会棟4階 第1委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

人 聴 傍
用 覧 閱

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

- 報告第36号 職員の分限処分について
- 報告第37号 職員の復職について
- 報告第38号 職員の分限処分について
- 報告第39号 寝屋川市立学び館指定管理者候補者の決定について
- 報告第40号 市長からの意見聴取について
- 報告第41号 寝屋川市個別指導型学級設置方針について
- 報告第42号 区域外・指定外就学許可基準の改正について

議決事項

- 議案第28号 令和8年度における自主登校園制度への協力依頼について
- 議案第29号 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について

署名人
荒木教育長
中澤委員

10月・11月教育委員会一般事務報告

(10月23日～11月25日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
10	29	水	校長役員会	11月校長会案件について	総合教育研修センター
			近畿市町村教育委員会研修大会	研修会	奈良県橿原市 オンライン
	30	木	近畿都市教育長協議会（～31日）	研究協議会	滋賀県大津市
11	4	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	5	水	啓明幼稚園創立50周年記念式典	式典	啓明幼稚園 遊戯室
	7	金	第2回寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	第1次審査結果及び第2次審査内容・審査方法について	中央図書館 マルチルーム
	8	土	楠根小学校創立50周年記念式典	式典	楠根小学校 体育館
	10	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	17	月	学校訪問		第一中学校
			総合教育会議		議会棟4階 第1委員会室
	25	火	教育委員懇話会		議会棟5階 第Ⅲ会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室

要綱の一部改正

名称	担当課	施行日
寝屋川市留守家庭児童会土曜日利用実施要綱の一部改正	社会教育推進課	令和7年10月24日

11月・12月教育委員会行事計画書

(11月26日～12月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
11	27	木	校長役員会	12月校長会案件について	総合教育研修センター
12	2	火	北河内地区教育委員会委員研修会	研修会	枚方市
	3	水	12月市議会定例会（第1日）	委員長報告（決算）、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	4	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	5	金	文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
	7	日	オーサービジット講演会	講演会	アルカスホール
	8	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	9	火	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
	13	土	第25回「中学生の主張」	発表	アルカスホール
	16	火	12月市議会定例会（第2日）	一般質問	市議会議場
	17	水	12月市議会定例会（第3日）	一般質問	市議会議場
	18	木	12月市議会定例会（第4日）	一般質問	市議会議場
	19	金	12月市議会定例会（第5日）	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
12	24	水	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室
			D-1グランプリ2025（ディベートマッチ）	D-1グランプリ2025（ディベートマッチ）	アルカスホール 市民会館

報告第36号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和7年11月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和7年12月22日まで休職を命ずる

令和7年10月23日

寝屋川市教育委員会

報告第37号

職員の復職について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和7年11月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



復職を命ずる

令和 7 年11月 6 日

寝屋川市教育委員会

報告第38号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和7年11月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和7年12月13日まで休職を命ずる

令和7年11月14日

寝屋川市教育委員会

報告第39号

寝屋川市立学び館指定管理者候補者の決定について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和7年11月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

令和7年11月10日

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美 様

寝屋川市立学び館
指定管理者選定委員会
委員長 久保 貞也

寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会における
指定管理者選定結果について(報告)

標題の件について、寝屋川市立学び館条例施行規則第7条の規定に基づき、下記のとおりに報告する。

記

1 指定管理者の候補者等

- (1) 施設の名称 寝屋川市立学び館
- (2) 団体の名称 特定非営利活動法人 和（なごやか）
大阪府寝屋川市錦町21番3号
理事長 川口 浩（かわぐち ひろし）
- (3) 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

2 応募状況

- (1) 説明会への参加数（令和7年8月25日）

株式会社	NPO 法人	財団法人	合計
0	1	0	1

- (2) 申請書の提出数（受付期間 令和7年9月3日～9月12日）

株式会社	NPO 法人	財団法人	合計
0	1	0	1

3 選定委員会

- (1) 寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会
 - ① 令和7年10月3日 設置
 - ② 選定委員の構成（計5名）

寝屋川市立学び館条例施行規則

第2条第2項第1号	該当者	公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者	1名	
同上	第2号	該当者	経営に関する知識を有する者	1名
同上	第3号	該当者	学識経験を有する者	1名
同上	第4号	該当者	社会教育委員	1名
同上	第5号	該当者	教育委員会事務局部長	1名

(2) 選定委員会開催経過

第1回 令和7年10月3日（金）

委員長の選出、副委員長の指名、申請者加点の承認、第1次選定（書類審査）及び第2次選定（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の選定基準・選定方法の確認及び決定、採点方法の確認及び決定

第2回 令和7年11月7日（金）

第1次選定結果の確認と総括、第2次選定の実施と結果の確認、指定管理者候補者としての意見交換・審議、選定委員会報告書作成

4 選定の基準及び選定結果

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定により、寝屋川市立学び館（以下「学び館」という。）の指定管理者として最も適当であると認める団体を、その候補者として選定する。

(1) 申請者への加点の提示及び承認

「指定管理者制度の導入及び運用指針」に基づき、教育委員会より申請者への加点に関する説明を受け、選定委員会として以下のとおり加点を承認した。

① 「団体活動拠点が市内に在ること」による加点

申請者は市内に団体活動拠点があることの提示を受け、5%の加点を了承した。

② 加点の決定

上記①について、選定委員会で承認し、得点の5%の加点とし、第1次選定の点数に5点を加点することを決定した。

(2) 第1次選定（書類審査）

① 選定基準（書類審査項目）

1 安定した管理運営を行う経営状態であること

- 2 運営方針及び運営計画が優れていること
- 3 集客促進策が優れていること
- 4 維持管理に係る方針及び取組みの提案が優れていること
- 5 過年度程度の計画がなされ、実現可能であると共に自主事業計画が優れていること
- 6 施設の経費削減が図られていること
- 7 人員配置計画が適正であること
- 8 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること
- 9 個人情報保護、情報公開の取組みが適正であること
- 10 危機管理対策が適正であること
- 11 総合的に見て提案内容が優れていること

② 配点・合格最低点

- ・上記、1 から 10 までの各項目は 10 点満点。11 については 20 点満点、合計 120 点満点とし、選定委員 5 人の平均点を当該団体の得点として第 1 次選定（書類審査）を行った。
- ・合計点（120 点）の合格最低点の 7 割の 84 点以下、項目に 1 つでも C 評価（0 点～3 点）があれば不合格とした。

③ 第 1 次選定（書類審査）の結果

様式 No.	項 目	配 点	平均点
様式 3	申請団体概要	10	8.4
様式 5 - 1	運営方針及び 運営計画	10	8.8
様式 5 - 2	集客促進策	10	8.4
様式 5 - 3	維持管理に係る方針 及び取組みの提案	10	7.6
様式 6	自主事業計画	10	7.8
様式 7 - 1	収支予算書	10	8.0
様式 7 - 2	人員配置計画	10	8.4
様式 7 - 3	職員研修計画	10	9.0
様式 7 - 4	個人情報保護 及び情報公開	10	9.2
様式 7 - 5	危機管理対策	10	9.0
様式 4 様式 8	総合評価	20	17.0
合 計 点		120	101.6

※平均点は 101.6 点であった。

④ 第 1 次選定（書類審査）の総得点

	第 1 次選定 (書類審査)	加 点	総得点
点 数	101.6	5	106.6

結果、申請団体は総得点 106.6 点であったため、第 1 次選定（書類審査）は合格とした。

(3) 第 2 次選定（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

第 1 次選定に合格した団体を対象として、第 2 次選定を実施した。第 2 次選定では、プレゼンテーション審査とヒアリング審査を行った。

① 選定基準（審査項目）

プレゼンテーション審査	1 指定管理者としての抱負、5 年間のビジョンについて 2 自主事業計画について 3 その他
ヒアリング審査	1 指定管理者指定申請の動機について 2 社会教育に関する方針について 3 学び館の管理運営について 4 収支について 5 人的課題について 6 総合評価について

② 配点・合格最低点

・配点については、上記 1 から 5 までの各項目は 15 点、6 については 25 点の合計 100 点満点とし、第 2 次選定（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）を行った。

・合格最低点は委員 5 名の平均点が 7 割の 70 点以上であることとした。

③ 第 2 次選定の結果

項目 No.	項 目	配点	平均
1	指定管理者指定申請の動機について	15	12.6
2	社会教育に関する方針について	15	12.0
3	学び館の管理運営について	15	12.4
4	収支について	15	10.6
5	人的課題について	15	11.8
6	総合評価について	25	20.4
合計点		100	79.8

第2次選定の結果、申請団体は 79.8 点/100 点であった。合格最低点（100 点満点の 7 割の 70 点）以上の点数となった。

(4) 最終選定結果

第2次選定について、合格最低点以上であり、プレゼンテーション内容及びヒアリング内容からも、申請団体が今後も学び館の効果的・効率的な施設の管理運営を行うことができると考えられ、指定管理者として適当であると認められる。よって、申請団体である特定非営利活動法人和（なごやか）を寝屋川市立学び館指定管理者候補者に選定した。

(5) 講評

寝屋川市立学び館指定管理者候補者を選定するため、寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会を2回開催し、指定管理者候補者の選定を行った。

については、その経過並びに選定委員会における意見を以下のように報告するものである。

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定については、応募団体が1者であることから、当該団体が学び館の指定管理者として、令和8年度から5年間を託せる団体であるかどうかを厳正に審査した。

まず、「指定管理者制度の導入及び運用指針」における加点減点制度に基づき、事務局から候補団体の所在地に対する評価の提案を受け、加点（5点）を了承し、第1次選定、第2次選定ともに合格最低点を設け、審査を行った。候補者は、第1次選定、第2次選定ともに合格最低点を上回る評価を得、指定管理者としての資格を有する団体であると判断した。

候補者については、市内他施設の指定管理者としての経験と実績を有しており、市民目線に立った安定・継続した管理運営をしていることや、施設管理においても高齢者や障害者への配慮がなされ、多くの市民が利用しやすい施設となるよう常に考えられ、市民サービス向上のための方策を実施しており、今後も効果的かつ効率的な管理運営が期待できるものである。

それを踏まえ、特定非営利活動法人 和が指定管理者候補者として必要かつ十分な条件を満たしていると判断した。

なお、今後の管理運営では、大学や民間事業者との連携を図るなど更に新しい感覚を取り入れ組織の内部から変革を行い、新規事業等の実施に伴う新たな専門性を有する人材の配置等に関する提案に関しては、そもそも指定管理者制度は民間事業者等が有する多様な人材やノウハウ

を活用し、定められた委託料の中で効果的に管理運営を行うものであることから、限られた人材の中で更なる創意工夫を図られたい。

また、SNSの活用による、目的に合わせた最適な手段による情報発信や周知方法の改善、改良を図り、より多くの市民に認知され利用されること、幼児だけでなく乳児も集えるような施設となるよう努められることを期待する。

報告第40号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和7年11月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

令和7年度寝屋川市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係分）

1 歳 入 歳入歳出補正予算事項別明細書

20 款 市債

1 項 市債

6 教育債	4,899,500	113,900	5,013,400
計	7,316,300	113,900	7,430,200

義務教育施設整備事業債	113,900	デジタル活用推進事業債	113,900

2 歳 出

8 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 教育指導費	1,475,955	7,971	1,483,926	-	113,900	-	△105,929
計	2,570,525	7,971	2,578,496	-	113,900	-	△105,929

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額	
10 需用費	645	(斑屋川市だから学べる「斑屋川教育」)
一般消耗品費	645	1 児童生徒の支援に要する経費 7,971
12 委託料	1,100	学びの機会確保事業「個別指導型学級」
委託料	1,100	消 645 委 1,100 備 6,226
17 備品購入費	6,226	
教材購入費	6,226	

5 項 社会教育費

3 図書館費	974,882	1,407	976,289	-	-	-	1,407
6 エスポアール費	68,494	8,519	77,013	-	-	-	8,519
計	2,381,701	12,473	2,394,174	-	-	-	12,473

7 報償費	100	(学びによる市民文化の向上と発展)
報償費	100	1 子ども読書活動の推進に要する経費 1,407
10 需用費	1,207	こども図書館＋p！u s オープニングセレモニー
一般消耗品費	628	報償 100 消 628 印 579 保 50
印刷製本費	579	備 50
11 役務費	50	
保険料	50	
17 備品購入費	50	
館用器具費	50	
12 委託料	1,951	(学びによる市民文化の向上と発展)
委託料	1,951	1 学習活動のための環境づくりに要する経費 8,519
21 補償、補填及び賠償金	6,568	(1) 指定管理者委託料の追加補正 1,951
補償金	6,568	エスポアール
		(2) エスポアール旧館解体撤去及び新館改修工事に伴う周辺家屋損失補償 6,568

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
小学校屋内運動場空調機 用ガス購入経費 (燃料費)	令和7年度 ～令和8年度	39,583 千円
小中学校最上階普通教室 遮熱対策事業に係る経費 (修繕料)	令和7年度 ～令和8年度	109,980 千円

製 造 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり製造請負契約を締結する。

令和7年 月 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 寝屋川市立田井小学校及び寝屋川市立第三中学校の学校給食の調理及び提供 |
| 2 | 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金281,325,000円
(内消費税及び地方消費税の額25,575,000円) |
| 4 | 契 約 期 間 | 「議決に係る通知」の到達日から令和13年3月31日まで |
| 5 | 契約の相手方 | 大阪府大阪市中心区常盤町一丁目3番8号
名阪食品株式会社大阪事業部
事業部長 寺 田 栄 策 |

製 造 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり製造請負契約を締結する。

令和7年 月 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 寝屋川市立啓明小学校及び寝屋川市立第九中学校の学校給食の調理及び提供 |
| 2 | 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金184,800,000円
(内消費税及び地方消費税の額16,800,000円) |
| 4 | 契 約 期 間 | 「議決に係る通知」の到達日から令和13年3月31日まで |
| 5 | 契約の相手方 | 大阪府門真市殿島町6番1号
株式会社東テストィパル
代表取締役 藤 井 俊 成 |

製 造 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり製造請負契約を締結する。

令和7年 月 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|-------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 寝屋川市立点野小学校及び寝屋川市立第八中学校の学校給食の調理及び提供 |
| 2 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 金163,152,000円
(内消費税及び地方消費税の額14,832,000円) |
| 4 契 約 期 間 | 「議決に係る通知」の到達日から令和13年3月31日まで |
| 5 契約の相手方 | 大阪府大阪市福島区福島四丁目6番31号
一富士フードサービス株式会社 近畿支社
支社長 川 寄 英 樹 |

製 造 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり製造請負契約を締結する。

令和7年 月 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|-------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 寝屋川市立三井小学校及び寝屋川市立第十中学校の学校給食の調理及び提供 |
| 2 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 金192,053,400円
(内消費税及び地方消費税の額17,459,400円) |
| 4 契 約 期 間 | 「議決に係る通知」の到達日から令和13年3月31日まで |
| 5 契約の相手方 | 大阪府大阪市中央区南久宝寺町四丁目3番5号
株式会社テストィパル
代表取締役 藤 井 俊 成 |

製 造 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり製造請負契約を締結する。

令和7年 月 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|-------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 寝屋川市立桜小学校及び寝屋川市立第二中学校の学校給食の調理及び提供 |
| 2 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 金221,469,600円
(内消費税及び地方消費税の額20,133,600円) |
| 4 契 約 期 間 | 「議決に係る通知」の到達日から令和13年3月31日まで |
| 5 契約の相手方 | 大阪府大阪市中央区南久宝寺町四丁目3番5号
株式会社テストィパル
代表取締役 藤 井 俊 成 |

議案第 号

指 定 管 理 者 の 指 定

(寢屋川市立学び館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 月 日提出

寢屋川市長 広瀬 慶輔

- 1 施設の名称 寢屋川市立学び館
- 2 団体の名称 特定非営利活動法人 和（なごやか）
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

報告第41号

寝屋川市個別指導型学級設置方針について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和7年11月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

寝屋川市個別指導型学級設置方針

1 事業概要

全ての児童生徒に学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることは不可欠である。現在、様々な事情により、登校に結びついていない児童生徒の中には、環境が変わることで登校につながる児童生徒や、個々のニーズに応じた対応を希望している児童生徒がいる。

「学びの多様化」への対応と学習機会確保の新たな手法として、市内公共施設を活用した「個別指導型学級」を設置する。

設置にあたっては、市内学校の通常の学級（定数 35 人）とは別に、1 学年 10 人程度の「個別指導型学級」を設置し、きめ細かな指導につなげる。

学籍については、通学指定校の変更を行い、「個別指導型学級」を設置する学校への転籍とする。

2 個別指導型学級のコンセプト

児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応し、興味・関心に応じた主体的な学び、個別指導型の学びの場を設けることで、学習機会の確保のための「新たな学びの場」とする。

児童生徒の状況に応じた学習や相談・対話を行うとともに、オンラインも活用し、全ての児童生徒に寄り添った対応を行う。

今後、この「個別指導型学級」が、本市における「新たな学び」に対応したモデルとなることを目指す。

3 学級概要（令和 8 年度）

- ・設置年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- ・設置場所 寝屋川市立子育てリフレッシュ館 RELATTO 内（2 階）
- ・設置学校 寝屋川市立成美小学校
- ・設置学級数 6 学級
- ・整備内容 学校・教室備品（机・椅子・ホワイトボード・パーテ

ーション等)の購入

市費教員(最大6名)の配置

※令和8年度は、まず小学生の受け入れを行う。その成果等を踏まえ、令和9年度から中学生への拡充に向けた検討を進める。

※令和9年度以降の設置場所等については、令和8年度の通学状況等を踏まえ検討する。

(参考) 成美小学校について

令和7年5月1日現在

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
学級数	2	1	2	2	2	2	15(4)
在籍数	52	37	57	59	62	62	329

()は支援学級数(内数)

4 スケジュール

- ・ 令和7年12月 令和7年度補正予算(案)付議(教室備品等)
市内保護者周知(広報ねやがわ12月号)
- ・ 令和8年1月 小学校入学希望者説明会、個別相談会
- ・ 令和8年4月 小学生登校開始(開校)予定
- ・ 令和8年度中 中学校設置に向けた検討
- ・ 令和9年4月 中学生登校開始(開校)予定

報告第42号

区域外・指定外就学許可基準の改正について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和7年11月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

区域外・指定外就学許可基準の改正

改正概要

特別な事情によって指定外の学校への就学（区域外・指定外就学）を希望する場合、保護者からの申し立てにより、寝屋川市教育委員会で事情確認の上、下記の基準をもとにやむを得ない事由と認められた場合に限り許可を行っている。「学びの多様化」への対応と学習機会確保の新たな手法として、市内公共施設を活用した「個別指導型学級」の設置に伴い、個別指導型学級の入級希望に係る許可基準を新たに設ける。

区域外（指定外）就学許可基準

(1) 許可基準

	事由	期間
1	最終学年（小学校6年生、中学校3年生）における住所移転によるもの	必要とする期間（卒業まで）
2	新学期当初における移転予定 ※転居先校区の学校へ転居前に就学	必要とする期間（各学期末まで）
3	家屋の新・改築に伴う仮住まいからの通学	必要とする期間
4	同一年度中に再転校がともなうもの	必要とする期間
5	保護者の入院等による一時的な転出・転居	必要とする期間
6	<u>個別指導型学級への入級</u>	<u>必要とする期間</u>
7	特に、教育的配慮を要するものでやむを得ないとみとめられる場合	必要とする期間

(2) 許可条件

- ① 学校の了解が得られること。
- ② 通学距離、交通事情など常識的に通学可能な範囲であること。
- ③ 保護者が通学上の安全を確保し、通学途上において事故が発生した場合、責任をもって対処すること。
- ④ 他市町村に係る場合は、相手市町村との区域外就学協議が成立すること。
- ⑤ 事由が解消、変更した場合は直ちに届け出ること。

(3) 施行日

令和8年4月1日

議案第28号

令和 8 年度における自主登校園制度への協力依頼について

令和 8 年度における自主登校園制度への協力依頼について承諾するため、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年11月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

台風等の災害や事件、事故の発生時に、働く保護者の負担軽減及び児童の居場所の確保を図るため。

危 監 第 1688 号

令和7年11月11日

教育委員会事務局部長（教育政策総務課・施設給食課担当）様

危機管理部 長

令和8年度における自主登校園制度への御協力について（依頼）

標記の件につきまして、令和7年度におきまして、事前の使用教室の確保や市職員による実地確認に御協力・御理解をいただき、本事業の実施に向け様々に御尽力をいただきましてありがとうございました。

令和8年度につきましても、自主登校園の実施を予定しておりますので、本制度を実施することになった際には、引き続き御協力・御配慮を賜りたく、よろしくお願いいたします。

危機管理部監察課

担当 渋谷、中野、松山

内線 本 2572 他 12572

危 監 第 1690 号

令和 7 年 11 月 11 日

教育監（教育指導課担当）様

危機管理部 長

令和 8 年度における自主登校園制度への御協力について（依頼）

標記の件につきまして、令和 7 年度におきまして、事前の使用教室の確保や市職員による実地確認に御協力・御理解をいただき、本事業の実施に向け様々に御尽力をいただきましてありがとうございました。

令和 8 年度につきましても、自主登校園の実施を予定しておりますので、本制度を実施することになった際には、引き続き御協力・御配慮を賜りたく、よろしくお願いいたします。

危機管理部監察課

担当 渋谷、中野、松山

内線 本 2572 他 12572

危 監 第 1689 号

令和7年11月11日

教育委員会事務局部長（社会教育推進課・中央図書館担当）様

危機管理部 長

令和8年度における自主登校園制度への御協力について（依頼）

標記の件につきまして、令和7年度におきまして、事前の使用教室の確保や市職員による実地確認に御協力・御理解をいただき、本事業の実施に向け様々に御尽力をいただきましてありがとうございました。

令和8年度につきましても、自主登校園の実施を予定しておりますので、本制度を実施することになった際には、引き続き御協力・御配慮を賜りたく、よろしくお願いいたします。

危機管理部監察課

担当 渋谷、中野、松山

内線 本 2572 他 12572

議案第29号

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命に
ついて

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員を委嘱及び任命するため。

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について

1 委嘱及び任命委員数

公募による市民 2名

学識経験を有する者 3名

学校関係者 1名

P T A関係者 3名

留守家庭児童会関係者 3名

放課後子供教室関係者 3名

2 委嘱及び任命委員名

委員構成 (寝屋川市放課後子ども総合プラン運営 委員会規則第2条第2項)		氏名	経歴等
第1号	公募による市民	中村 直子	
第1号	公募による市民	高本 愛	
第2号	学識経験を有する者	杉本 厚夫	京都教育大学・関西大学名誉教授
第2号	学識経験を有する者	榊井 政明	寝屋川市立小学校 元校長
第2号	学識経験を有する者	吉永 均	寝屋川市立小学校 元校長
第3号	学校関係者	下北 純史	寝屋川市立和光小学校 校長

委員構成 (寝屋川市放課後子ども総合プラン運営 委員会規則第2条第2項)		氏名	経歴等
第4号	P T A関係者	カハタ カツシ 田端 勝利	寝屋川市立校園P T A協議会 会長
第4号	P T A関係者	サイノウ ユミコ 斉藤 由美子	寝屋川市立校園P T A協議会 副会長
第4号	P T A関係者	ホマツ ショウコ 本松 尚子	寝屋川市立校園P T A協議会 副会長
第5号	留守家庭児童会関係者	ヤマシタ カネコ 山下 可奈子	寝屋川市立第五小学校 留守家庭児童会児童指導員
第5号	留守家庭児童会関係者	ミヤジ ミコ 宮地 美代子	寝屋川市立楠根小学校 留守家庭児童会児童指導員
第5号	留守家庭児童会関係者	イトミ カズキ 糸見 和幸	寝屋川市教育委員会事務局 社会教育推進課児童指導員
第6号	放課後子供教室関係者	ヤマモト アツコ 山本 篤子	寝屋川市立西小学校 放課後子供教室実行委員会 コーディネーター
第6号	放課後子供教室関係者	ムラカミ ユウコ 村上 百合子	寝屋川市立南小学校 放課後子供教室実行委員会 実行委員長
第6号	放課後子供教室関係者	タニグチ タシ 谷口 貴志	寝屋川市立成美小学校 放課後子供教室実行委員会 実行委員長

3 任期

令和7年12月25日から令和9年12月24日まで